

各 位

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

令和8年度 1か月児健康診査受診費の一部助成について

亀山市では、出産後から切れ目のない支援体制を整備するため、1か月児健康診査を受診した児の保護者に対して、その費用の一部を助成します。

記

- < 対象者 > 亀山市に住所を有し、おおむね生後27日を超え生後6週に達しない児
< 受診内容 > 医療機関が実施する1か月児健康診査で市が指定する全ての健康診査の内容
< 助成上限金額 > 1回6,000円
< 助成回数 > 1回
< 申請受付期限 > 健康診査を受診した日の属する年度の末日
受診日が令和9年3月31日以前の場合：令和9年3月31日（水）
受診日が令和9年4月1日以降の場合：令和10年3月31日（金）
※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください。

< 助成方法 >

(1) 受診費用は医療機関に全額支払ってください。

(2) 下記の①②③を母子保健グループへ提出してください。

申請時には、**通帳・印鑑（請求者と窓口来所者が異なる場合のみ）**をご持参ください。

①助成金交付請求書（様式第1号）（申請者記入）

※請求者と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②助成金領収書（様式第2号）（医療機関記入）

※医療機関が発行する1か月児健康診査に係る支払額が確認できる書類でも可（コピー不可）

③1か月児健康診査結果票（市提出用）

(3) 後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の方へ

通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込みが可能です。

【問合せ先】

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター あいあい

電話：0595（98）5003 ※平日8：30～17：15